

○榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例

令和 2 年 9 月 1 6 日

条例第 2 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（第 6 条）

第 3 章 小規模特定事業の規制（第 7 条—第 2 1 条）

第 4 章 雑則（第 2 2 条—第 2 6 条）

第 5 章 罰則（第 2 7 条—第 3 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もつて生活環境の保全及び村民の安全に資することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。）をいう。

(2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。

(3) 小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であつて、当該土砂埋立等区域の面積が 5 0 0 平方メートル以上 3, 0 0 0 平方メートル未満であるものをいう。

（村の責務）

第 3 条 村は、村の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、群馬県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策について必要に応じて協力するものとする。

（土砂等による埋立て等を行う者の責務）

第 4 条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土砂等を排出する者等の責務)

第5条 土砂等を排出する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

第2章 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準

(埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準)

第6条 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める

第3章 小規模特定事業の規制

(小規模特定事業の許可)

第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業の用に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りではない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であつて、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- (3) 他の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であつて規則で定めるもの
- (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (5) 小規模特定事業を行う期間
- (6) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量

(7) 小規模特定事業の施工に関する計画

(8) 小規模特定事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

(9) 第 13 条に規定する施工管理者の氏名及び住所

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第 1 項の許可を受けようとする者は、第 2 項第 5 号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について 3 年を超えて申請することができない。

5 第 19 条又は第 21 条の規定により命令を受けた者であつて、必要な改善又は措置を完了していないものは、第 1 項の許可の申請をすることができない。

6 村長は、第 1 項の許可に当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の発生の防止のために必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の基準）

第 8 条 村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 前条第 1 項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

イ 前条第 1 項の規定による許可（次条第 1 項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者

ウ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 25 年群馬県条例第 47 条。以下「県条例」という。）又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

オ 榛東村暴力団排除条例（平成 24 年榛東村条例第 14 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）が暴力団員等である者

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がある者

ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がある者

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 前条第2項第7号の小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」という。）が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(3) 小規模特定事業を行うことについて、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域の土地の所有者の承認を得ていること。

（変更の許可）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、村長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

3 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書に規定する軽微な変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更のあつた日から14日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間の変更（当該特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。）を申請しようとする場合にあっては、第7条第1項の許可を受けた小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない。

5 前項の規定による小規模特定事業の期間の変更の申請があつた場合において、当該小規模特定事業の期間（以下この項において「許可の有効期限」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 第7条第3項、第5項及び第6項並びに前条の規定は、第1項の申請及び許可の基準について準用する。この場合において、第7条第3項中「前項」とあるのは「第9条第2項」と、第7条第5項及び第6項中「第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条中「前条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の変更の許可」と、第8条第3号中「小規模特定事業を」とあるのは「小規模特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

（土砂等の搬入の事前届出等）

第10条 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業区域に土砂

等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに村長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると村長が認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定による届出には、小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと村長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 村長は、許可等を受けた者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可等を受けた者に対し、当該届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画（前条第1項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に適合しないと認める場合
- (2) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合
（小規模特定事業の完了等の手続）

第11条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を村長に届け出なければならない。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

2 村長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限り。以下この条において同じ。）があつたとき又は小規模特定事業の期間が満了し

たときは、遅滞なく、これらの小規模特定事業が施工計画及び第7条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）に適合しているかについて確認を行うものとする。

3 村長は、前項の確認の結果、同項に規定する計画に適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画に適合しないと認めるときは災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。

4 前項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継等）

第12条 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を村長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置）

第13条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

（小規模特定事業に係る標識の掲示）

第14条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可等を受けた者は、第9条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第3項の届出をしたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

（帳簿の記載等）

第15条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る

小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を村長に報告しなければならない。

（土壌の検査等）

第16条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る小規模特定事業区域内の土砂等の検査（小規模特定事業区域内から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を村長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに村長にその旨を報告しなければならない。

（書類の備置き等）

第17条 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了する日又は許可等の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可等に係る第7条第2項の申請書（第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、その申請書を含む。）の写し、第15条第1項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上又は災害の発生の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

（車両の表示）

第18条 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

（改善命令等）

第19条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 許可等を受けた者が第7条第6項（第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。
- (3) 許可等を受けた小規模特定事業が第8条第2号（第9条第6項において準用する場合を含む。第21条第1項において同じ。）に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 許可等を受けた者が第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (5) 許可等を受けた者が小規模特定事業区域に施工管理者を置いていないと認めるとき。
- (6) 許可等を受けた者が第14条第1項の標識を掲示せず、氏名等の事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第2項の変更をしていないと認めるとき。
- (7) 第15条第1項の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。
- (8) 第16条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (9) 許可等を受けた者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (10) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (11) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

（許可の取消し等）

第20条 村長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 県条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第8条第1号アからケまでの規定のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により第9条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (6) 第10条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (7) 前条第4号、第7号、第8号、第10条又は第11号のいずれかに該当し、

情状が特に重いとき。

(8) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く）は、当該取消しを受けた小規模特定事業の小規模特定事業区域に搬入された土砂等による災害の発生を防止するための措置を期間を定めて講じなければならない。（措置命令等）

第21条 村長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事業を行い、又は行つた者（第8条第2号に規定する技術上の基準に違反して当該小規模特定事業を行い、若しくは行つた者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模特定事業を行い、若しくは行つた者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。）に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 村長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行つた者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。
- 3 村長は、第11条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第4章 雑則

（協力要請）

第22条 村長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係した者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第23条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区

域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第24条 村長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第25条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者 30,000円

(2) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者 20,000円

2 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、小規模特定事業を行つた者

(2) 第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者

第28条 第10条第3項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又

は虚偽の記載をした者

(3) 第 15 条第 2 項又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第 23 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第 23 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 3 項又は第 11 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 17 条第 2 項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかつた者

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 27 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行つている者は、この条例の施行の日から 3 月間は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則 (令和 7 年条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。

以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。